

## 2020年度 成蹊大学 A0 マルデス入試 法学部討論力審査テーマ

### ◇ 討論力審査のテーマは、以下の通りです。

2018年6月、成年年齢を20歳から18歳に引き下げることなどを内容とする民法の一部を改正する法律が成立し、2022年4月1日から施行されることとなりました。法務省によれば、その改正理由は、憲法改正国民投票の投票権年齢や公職選挙法の選挙権年齢が18歳と定められるなど、18歳・19歳の若者を大人として扱う国の政策が押し進められて来たことに歩調を合わせることや、18歳・19歳の若者の自己決定権を尊重して積極的な社会参加を促すことなどにあります。また、これに先立つ2008年法制審議会最終報告書は、「若年者が将来の国づくりの中心であるという強い決意」の表明として、次のように述べていました。「民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げるとは、18歳、19歳の者を『大人』として扱い、社会への参加時期を早めることを意味する。これらの者に対し、早期に社会・経済における様々な責任を伴った体験をさせ、社会の構成員として重要な役割を果たさせることは、これらの者のみならず、その上の世代も含む若年者の『大人』としての自覚を高めることにつながり、個人及び社会に大きな活力をもたらすものと考えられる。」

成年年齢の引下げは若年者の「大人」としての自覚を高めることにつながるのだというこのような考え方は、今後、民法改正に引き続いて活発化して行くことが予想されている、適用年齢を20歳未満から18歳未満へと引き下げる少年法改正論にも影響を与えています。しかしながら、少年法の適用対象年齢引き下げには、若者の精神的未熟を理由とする強い反対論・懸念が存在します。反対論は、寿命の延びやモラトリアムの長期化が著しい現代社会においては、若者が精神的に成熟するのは35歳から40歳であるという精神医学上の見解等に基づきつつ、適用年齢を引き下げるとは責任能力に乏しい者たちに法的不利益を与えることにつながる望ましくない政策であると論じます。

どのように考えるべきでしょうか。参考のために歴史を少し振り返ってみましょう。戦後1946年に、選挙権は25歳から20歳へと引き下げられましたが、少年法は1948年の改正で、18歳未満から20歳未満へと適用年齢が引き上げられています。これらの改正について、政府は、若年者の知識能力が著しく向上し、20歳の者は国政への参加能力と責任観念において欠けるところがなくなった一方、増加と悪質化が顕著であった20歳ほどの者による犯罪は、心身の発育が十分でないために外的環境に影響を受けたことによってなされたものであるから、刑罰を科すよりはむしろ保護処分によって教化をはかる方が適切である場合が多いと説明していました。このように、戦後の選挙法改正論と少年法改正論は、18歳から20歳の若者の精神的成熟度については正反対の認識に立っていたということができますが、注目に値するのは、精神的に未成熟であると考えられる者に対しては責任ではなく保護を与えるという論理に関するかぎり、同じ考え方に立っていたということです。当時の世論においても、何歳を精神的に成熟した者とみなすかについては議論が分かれるものの、未熟な者に法的責任を課す（ことによって大人としての自覚を促す）という議論は一般に見られなかったようです。

これに対して、今日の年齢をめぐる法改正論は、法的な責任（と権利）を与えることを通して、なかなか大人にならない者たちの大人としての自覚を促すものであると述べます。大人ではない（大人としての責任能力がない）場合は保護を与えるという論理から、大人ではない（大人としての精神能力に乏しい）場合はむしろ責任を与えて大人としての自覚や成長を促す、という論理へと変化しているように見えるわけです。

みなさんは、少年法の適用年齢の引き下げをめぐるこうした議論についてどのように考えますか。少年犯罪・非行の現状や少年法の目的や理念、現代社会における人間の精神的成熟のあり様、そして法的責任に関する論理の変化などについて、専門家の意見や世論の動向を調べた上で、具体的な理由を明らかにしながら、少年法適用年齢を20歳から18歳に引き下げる政策について賛否を論じてください。そして、少年法の望ましいあり方について具体的提言を行なってください。